

## 盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書

### 1 業務内容

#### (1) 業務の名称

盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務

#### (2) 実施場所

##### ア 盛岡市内バス停

次の場所のうち、盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(1)～(6)で示す指定箇所。

所在地	バス停名
盛岡市内丸 8 番地先	県庁・市役所前（上り・松園方面）
盛岡市内丸 69 番 2 地先	県庁・市役所前（下り）
盛岡市中央通二丁目 9 番 20 地先	中央通二丁目（上り）
盛岡市中央通二丁目 2 番 1 地先	中央通二丁目（下り）
盛岡市中央通二丁目 11 番 12 地先	大通三丁目（上り）
盛岡市大通三丁目 3 番 2 地先	大通三丁目（下り）
盛岡市緑が丘一丁目 1 番 42 地先	三高前（上り）
盛岡市高松四丁目 17 番 16 地先	三高前（下り）

##### イ 盛岡駅前広場

次の場所のうち、盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(7)で示す指定箇所。

所在地
盛岡市盛岡駅前通 57 番 1 地内

##### ウ 前潟駅

次の場所のうち、盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(8)で示す指定箇所。

所在地
盛岡市上厨川字前潟 153 番地 2 地内

##### エ 盛岡バスセンター

次の場所のうち、盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要(9)で示す指定箇所。

所在地
盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 6 地内

#### (3) 業務内容

盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務を運用管理する事業者（以下「取扱事業者」という。）は、本仕様書で指定する実施場所の広告枠に掲出する民間企業等の広告主を

募集し、広告を掲出し、維持管理するものとする。

なお、実施場所の一部（盛岡市内バス停（大通三丁目（下り）の一部）、前潟駅、盛岡駅前広場及び盛岡バスセンター）においては、広告主の募集等に加え、実施場所への広告掲出設備の設置（盛岡駅前広場においては、バス乗り場の番号表示を含む。）及び維持管理を業務内容とする。

#### (4) 業務期間

ア 盛岡市内バス停	令和8年6月10日から令和11年3月31日まで
イ 盛岡駅前広場	令和8年6月10日から令和11年3月31日まで
ウ 前潟駅	令和8年6月10日から令和13年3月31日まで
エ 盛岡バスセンター	令和8年6月10日から令和13年3月31日まで

## 2 広告掲出

### (1) 広告掲出場所

盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書別紙 掲出箇所概要のとおり。

### (2) 掲出する広告

ア 広告を掲出できる者及び広告内容等は、「盛岡市広告掲載要綱（平成17年2月9日市長決裁）」「盛岡市広告掲載基準（平成17年2月9日市長決裁）」「盛岡市交通施設広告掲出取扱要領（令和7年3月5日市長決裁）」（以下「要綱等」という。）に定めるところによる。

イ 広告の掲出に当たっては、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

ウ 音声を発する広告は認めない。

エ 掲出する広告は広告を掲出しようとする設備の内部に収納できるものとし、設備の表面に貼付けるものは認めない。

(3) 取扱事業者は、広告主の募集、審査申請等の受付代行、広告物の事前確認、掲出、その他広告主との調整など広告掲出に係る一切の業務を行うこととする。

### (4) 広告内容審査

取扱事業者は、次により広告内容を審査し、広告を掲出しなければならない。

ア 広告の掲出に当たっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。

イ 広告物の出力見本の提出後、市において内容審査を行うこととする。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、取扱事業者は速やかに対応しなければならない。

なお、修正等に係る費用は、取扱事業者が負担することとする。

(5) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の規定を満たさなくなったとき、その他広告掲出することが適当でないとする事由が生じたときは、広告掲出の中止を指示できるものとする。この場合において、市は、広告主又は取扱事業者に対して、賠償の責を負

わない。

- (6) 取扱事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- (7) 取扱事業者は、広告物選定結果等に関する一切の責任を負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- (8) 市に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合においても、取扱事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。

### 3 設置及び運用

- (1) 広告掲出設備の設置に当たっては、公共用施設であることを十分に考慮すること。
- (2) 盛岡市内バス停の一部（大通り三丁目（下り）の一部）については、業務の実施に当たり、不足している広告掲出設備（アクリル板等）の設置を行うこと。  
なお、盛岡市内バス停においては、取扱事業者は掲出する広告を明瞭なものとするを目的とし、バス停標識のアクリル板等の既設設備の撤去及び代替設備の設置を実施することができる。設置した広告掲出設備（アクリル板等）については、本業務の業務期間終了後においても設置した設備を撤去しないこととする。
- (3) 前潟駅、盛岡駅前広場及び盛岡バスセンターにおいては、業務の実施に当たり広告掲出設備の設置を行うこと。
- (4) 盛岡駅前広場においては、業務の実施に当たり広告掲出設備又はバス停上屋にバス利用者が各バス乗り場（8番乗り場、10番乗り場）を認識するための乗り場の番号表示を設置すること。
- (5) 取扱事業者は実施場所への広告掲出設備（盛岡駅前広場のバス乗り場の番号表示を含む。）の設置、盛岡市内バス停のバス停標識のアクリル板等の既設設備の撤去及び代替品の設置（以下「広告掲出設備の設置等作業」という。）を行う場合は、市と事前に協議し、取扱事業者の希望日時を事前に調整した上で、市が指定する日時に行うこと。  
また、市は広告掲出設備の設置等作業に係る助言及び指導を行うことができ、取扱事業者は市の助言及び指導に従わなくてはならない。  
なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる費用は、取扱事業者が負担すること。
- (6) 盛岡市内バス停及び盛岡駅前広場の各実施場所のバス停上屋及びバス停標識は、公益社団法人岩手県バス協会が所有するものであり、取扱事業者は、広告掲出に係る作業及び広告掲出設備の設置等作業に当たってはバス停上屋及びバス停標識を損傷等させることのないよう実施し、万一、バス停上屋及びバス停標識を損傷等させた場合は、公益社団法人岩手県バス協会の指示に従い原状復旧させるとともに、その際に係る一切の費用を負担しなければならない。

なお、広告掲出設備の設置等作業に当たっては、バス利用者及びバス運転者の安全確認の妨げにならないよう十分留意すること。

(7) 取扱事業者は、設置する広告掲出設備（盛岡駅前広場の乗り場の番号表示を含む。）の仕様、施工管理方法、実施工程及び広告掲出に関する事項をあらかじめ市と協議し、当該事項を記載した事業計画等を市に提出すること。

(8) 取扱事業者は、設置する広告掲出設備の製作及び設置並びに撤去する際の原状回復に関する一切の費用を負担すること。また、広告掲出設備及び掲出する広告に関する問い合わせ先が取扱事業者である旨を広告掲出設備に注記すること。

(9) 設置する広告掲出設備を固定する場合は、既設の施設の構造等に支障が及ばない方法で行い、地震等の際の落下等に対する防止策を十分に講ずること。

なお、広告掲出設備の不具合及び故障並びに万一の事故等が発生した場合は、取扱事業者の責任において速やかに対応すること。

(10) 災害等のやむを得ない事由により、広告掲出設備に変更の必要が生じた場合の移設又は増設に伴う費用の負担は、市及び取扱事業者が協議して決定する。

#### 4 取扱事業者が市に納入する経費

(1) 行政財産使用料（盛岡駅前広場）

(2) 普通財産賃借料（前潟駅、盛岡バスセンター）

(3) 広告掲出料（全ての実施場所）

広告掲出料は、取扱事業者として決定した者が提示した応募価格に消費税額及び地方消費税額を加えた額をもって、年額広告掲出料とし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

なお、市は、取扱事業者による広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された広告掲出料等は返還しない。また、各物件の設置及び撤去に要する工事費、移転費、屋外広告許可申請手数料等その他必要とされる一切の経費は取扱事業者の負担とする。

#### 5 その他

(1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) この仕様書に明記されていない細部の事項は、市の指示に従うものとする。

(3) 業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、市及び取扱事業者両者が協議にて、これを解決するものとする。